

行政処分の公表について

弊社の柳営業所は、令和 7 年 8 月 20 日に長崎運輸支局より一般監査が行われ、以下の処分を受けました。

当該処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

記

1. 行政処分を受ける営業所

柳営業所（所在地）長崎県長崎市小ヶ倉 3 丁目 76 番 48 号

2. 行政処分の内容

- ・輸送施設（事業用自動車）の使用停止 10 日車
- ・文書警告

3. 違反事実及び適用条項

- ・早発をした運送があった。
（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 12 条）
- ・勤務時間等の基準の遵守違反があった。
（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項）
- ・運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
（道路運送法第 27 条第 3 項、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項）

4. 行政処分を受けた日

令和 8 年 2 月 17 日

5. 当該処分に基づき講じた改善策

- ・運行時刻の確認徹底及び指導強化及び適正な運行時分設定の検討
- ・勤務時間等の基準（改善基準告示）の遵守徹底
- ・運転士に対する指導及び監督の強化

以上